

令和 8 年度 次世代産業人材育成事業  
おおいたスタートアップ・トライアルキャンプ業務委託仕様書

1 委託業務名 おおいたスタートアップ・トライアルキャンプ業務委託

2 趣旨

次代を担うイノベーション人材の創出を促進するため、講演会、起業体験ワークショップ、発表会など、商業系学科およびコースで学ぶ高校生を対象に起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成を図る起業家育成プログラムを実施するにあたり、必要な業務を委託するもの。

3 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 事業概要

本事業の各プログラムの内容等は以下の表のとおりとする。（すべて参集型で実施）

	インプットセミナー	起業体験ワークショップ	発表会
目的	広く起業への関心を高める	実際に事業を創出できる人材を育成する	ワークショップでの学びを深めるとともに、成果を周知する
内容	著名な起業家等による起業やスタートアップに関する講演会と起業体験ワークショップの説明会	起業に関する実践的な知識や情報、心構え等を習得しつつ、具体的なビジネスアイデアの創出等を通じて起業を体験するワークショップ	ビジネスアイデアの最終検討および発表会
時間	講演会：1 時間×2 講座 説明会：30 分程度	6 時間×3 日 (18 時間程度)	6 時間程度
定員	100 名程度	40 名程度	40 名程度
対象	対象校生徒	対象校生徒	対象校生徒

5 委託業務内容

(1) 事業企画等

- ・各プログラムの企画においては、高校生が参加したくなるよう、また学ぶ意欲や起業意欲を持続させるよう工夫し、プログラム全てにおいて、起業家精神の醸成や起業家的資質の習得・向上に繋がる内容とすること。
- ・プログラム共通の人員として、プログラム全体をコーディネートする者、全体のサポートを行う運営スタッフを必要十分な人数配置すること。なお、これらの者は十分な知識と経験を有する者を含めなければならない。
- ・各プログラムの資料・教材においては、本県に報告のうえ一切を準備し、参加者等に適切に共有すること。
- ・各プログラムの日程においては、学校行事の日程を考慮のうえ、高校生が参加しやすいよう十分に配慮し、本県へ随時状況報告するとともに、本県や関係者とよく協議したうえで決定すること。
- ・各プログラムの会場においては、交通の便などを考慮のうえ、高校生が参加しやすいよう十分に配慮し、本県へ随時状況報告するとともに、本県や関係者とよく協議したうえで決定すること。
- ・各プログラムの会場・オンライン配信場所においては、事前に管理者等と十分協議し、映像・音響機器と使用できる環境、Wi-Fi 等のインターネット環境などを整備するとともに、備品（参加者が利用する机や椅子、パソコン及びパソコン周辺機器等）や、消耗品（鉛筆、サインペン、付箋、模造紙等）など必要となる一切を準備し、各プログラムを円滑に進行・運営できるよう、また参加者が快適に参加できるよう努めること。

## (2) 講演会

- ・参加生徒が快適に聴講できる会場を選定すること。
- ・著名な起業家等を講師に招聘し、起業に至るまでの具体的なステップや事業展開における実体験などをわかりやすく伝えるものとし、参加高校生の起業への関心を高めることを目指す内容とすること。
- ・あわせて起業体験ワークショップの説明会を開催し、ワークショップの魅力を伝えるための工夫を凝らし参加者募集に努めること。
- ・当日の参加者数や参加者属性等についてできる限り把握し、速やかに本県へ報告すること。また、本プログラムや事業全体の成果を測るため、アンケートを作成し実施すること。なお、アンケート項目や実施方法等については本県と協議のうえ決定し、実施後は速やかに集計・分析し本県へデータを提出すること。

## (3) 起業体験ワークショップ

- ・起業するために必要となる実践的な知識や理論、情報、心構え等を深く学ぶとともに、具体的なビジネスアイデアの創出等を通じて起業や事業創出を体験するものとし、実際に事業を創出できる人材の育成を目指す内容とすること。
- ・講師、メンターとして、スタートアップ経営者や、十分な知識と経験を有する社会人、大学生等必要な人数を配置し、開催日以外の日も含めた発表会までの期間、ビジネスアイデアの創出やブラッシュアップ等について、オンライン会議システム等を活用し、可能な限り継続的にメンタリングやフォローアップを実施すること。なお少なくとも女性を1名以上配置すること。
- ・参加高校生の間、参加高校生と講師・メンターとの間で、より多くの交流が生まれるよう配慮すること。
- ・参加高校生とその保護者や教職員、講師・メンターとその関係者、その他大学や金融機関・起業家・民間企業等に対し、発表会の開催について説明・PRし、発表会に多くの集客があるよう工夫すること。
- ・当日の参加者数や参加者属性等について開催日毎に把握し速やかに本県へ報告すること。また、本プログラムや事業全体の成果を測るため、アンケートを作成し実施すること。なお、アンケート項目や実施方法等については本県と協議のうえ決定し、実施後は速やかに集計・分析し本県へデータを提出すること。

## (4) 発表会

- ・参加高校生が発表会の前にビジネスアイデアを検討・協議し発表のリハーサル等を行う時間を確保すること。
- ・ワークショップ参加高校生が発表者となり、ワークショップで実際に創出したビジネスアイデア等を発表するものとし、参加者として起業家や高校の教職員、高校生起業家にかかる支援者などを広く募集し、高校生発表者へのアドバイスやフィードバックにより、ワークショップでの学びを深めるとともに、広く成果の周知を目指す内容とすること。
- ・当日の参加者数や参加者属性等についてできる限り把握し、速やかに本県へ報告すること。また、本プログラムや事業全体の成果を測るため、アンケートを作成し実施すること。なお、アンケート項目や実施方法等については本県と協議のうえ決定し、実施後は速やかに集計・分析し本県へデータを提出すること。
- ・本プログラム終了後のアフターフォローとして、参加高校生に対して他事業・イベントの紹介やキーパーソンとの繋ぎなど、本事業での学びをさらに深めるよう努めるとともに、本プログラムから一定期間後、参加高校生に対して、創出したビジネスアイデアに関する活動状況、その他起業等に関する活動状況等を把握するためのアンケートを実施すること。なお、アンケート項目や実施方法等については本県と協議のうえ決定し、実施後は速やかに集計・分析し本県へデータを提出すること。

## 6 受託者の責務

本業務を遂行するにあたり、問題、事故等が発生した場合や、参加者等との間でトラブルが生じた場合等については、直ちに本県へ連絡・協議するとともに、受託者が責任を持って対応し、受託者の責任において解決を図ること。

## 7 業務の報告

業務完了後、令和9年3月31日までに、大分県教育庁高校教育課へ業務完了報告書および成果物を提出すること。

【成果物】・事業報告書・資料一式・事業実施風景（写真、映像等）・生徒アンケート集計結果と変容の分析

## 8 その他

- (1) 業務内容については、本県との協議により変更することがある。
- (2) 本業務の履行にあたっては、本県と密な連絡調整を行うとともに、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、速やかに本県と協議のうえ、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、本県に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (6) 成果物及びその著作権は、データを含めて本県に帰属するものとし、本県の承認を受けずに他に公表、貸与または使用しないこと。

## 9 実施体制

### 管理責任者の配置

本業務の実施にあたり、管理責任者を1名配置すること。

## 10 個人情報の取り扱い

### (1) 機密保持

本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

### (2) 情報保護

個人情報の保護については、漏えい・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後、個人情報を直ちに廃棄するとともに「機密情報・個人情報廃棄（消去）について」を作成し、提出すること。

### (3) 情報管理

成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 その他の条件

- (1) 専任の担当者を配置し、県とのミーティング等に担当者等を出席させること（オンライン可）。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
- (2) 企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。